○厚生労働省令第五十三号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

（報告すべき症状）

第五条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
水痘	（略）	（略）
	血小板減少性紫斑病	二十八日
	無菌性髄膜炎（帯状疱疹を伴うものに限る。）	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
	（略）	（略）
B型肝炎	（略）	（略）
インフルエンザ	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
	（略）	（略）
	急性散在性脳脊髄炎	二十八日
	急性汎発性発疹性膿疱症	二十八日
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

（報告すべき症状）

第五条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
水痘	（略）	（略）
	血小板減少性紫斑病	二十八日
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
B型肝炎	（略）	（略）
インフルエンザ	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める機関
	（略）	（略）
	急性散在性脳脊髄炎	二十八日
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。